

この号の内容

1 法の円滑な 施行に向けて

2 自治体短信

神奈川県横浜市の「いま」
埼玉県和光市の「いま」

3 Q & A

⑦中間山間部等社会資源が乏
しい地域における事業実施
のポイント



法の円滑な施行に向けて

法の円滑な施行に向け、各自治体・関係団体のみなさまには、直前までご尽力いただき、心よりお礼申し上げます。

この制度は、生活困窮者に早期に包括的な支援を提供するとともに、個別の支援のみならず地域づくりも行うという、これまでにない新たなしくみです。このため、各自治体においては、試行錯誤の中での準備作業が続いてきたことと思います。その作業を多少なりとも効率化できないかと考え、今年度は、国からの情報提供のみならず、自治体の皆様にも原稿を頂戴する形で、本ニュースレターを発刊してきました。こちら新しい試みでしたが、お陰様で、今号で7号となりました。

来年度も、今年度以上に情報量を増やすとともに、これまでモデル事業を実施していなかった自治体の取組も紹介するなど、紙面を充実してまいりたいと考えていますので、どうぞ宜しくお願いします。



自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



横浜市の「いま」～効率的な支援調整会議の運用

横浜市中区保健福祉センター担当部長 巻口 徹

中区マスコット
キャラクター
スウィンギー



横浜市及び中区の概況

横浜市は人口約 370 万人、基礎的自治体として全国最大の市です。被保護世帯数は平成 26 年 12 月現在 52,700 世帯、人員は 71,155 人、保護率は 1.92%です。行政区の数は 18 で、福祉事務所（福祉保健センター）は各区役所の中に設置されています。

横浜市では平成 25 年 10 月より中区で相談支援のモデル事業を開始しました。中区は中華街、山下公園など横浜の観光の中心である一方で、簡易宿泊所密集地域を抱えており保護世帯数は 8,612 世帯と市内最多となっています。

モデル事業の実施方式

自立相談支援事業の実施方式は直営で、区役所にある福祉保健センター内に窓口を設置することにしました。所管は保護課です。従来の生活保護の相談窓口の機能を拡充し、生活困窮者に関する相談を一体的に受け付けています。モデル事業の職員体制としては、社会福祉職の専任の係長の下、社会福祉職の主任相談支援員 1、事務職 1 と、相談支援員と就労支援専門員の役割を兼ねた嘱託の自立生活支援員 4 名を配置し業務にあたっています。

支援メニューとしては、住宅支援給付のほか、就労支援、就労準備支援、家計相談支援、学習支援などを用意しています。任意メニューは民間事業者へ委託しており、官民協働型の事業展開を目指しています。

支援調整会議の持ち方

さて、支援調整会議ですが、全

国的な事業スキームでは、この会議には「支援プランの内容についての協議、了承、共有化」に加え「不足する社会資源についての地域課題の抽出、検討」など広範な役割が求められています。しかしながら、このような広範な役割を持った会議を開催するためには、行政の職員に加え関係機関等の職員にも参加してもらう必要があります。会議の頻繁な開催は困難です。会議を開催しないと、法定 3 事業（就労準備支援事業、就労訓練事業、家計相談支援事業）や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用のための支援決定ができず、結果として迅速な支援ができないという課題があります。

そこで横浜市では、「支援調整会議」を大きく 2 段階に、さらに「ネットワーク連絡会」と呼ばれる会議も含め、3 段階にわけて実施をすることにしました。

第 1 が「**随時支援調整会議**」と呼んでいるもの。これは、文字通り必要に応じて随時に開催しており、主任相談支援員、自立生活支援員、本人に提供するサービスの事業者に加え、本人も参加し、会議の場を借りて「プランの策定」作業を行っています。直営方式の強みを生かし、この会議の後には、会議録を添えて行政によるサービス決定を行っており、速やかなサービス提供につなげています。

第 2 が「**定例支援調整会議**」と呼んでいるもの。これは、月に 1 回、庁内の関係課の職員や関係機関・サービス提供事業所の職員等が参加をして実施をしているも

ので、この 1 か月間の新規申し込みや、支援終了等の事案の状況報告を行うとともに、いくつかの事例については詳細を紹介し、事後ではありますがプラン内容についての意見交換をしています。情報共有とプラン内容の確認・了承の場として位置付けている会議です。

最後の「**ネットワーク連絡会**」ですが、これは年に 2 回、支援調整会議参加機関の管理職レベルの職員に民生委員なども加えて実施しています。この会議では、事業の振り返りを行いつつ、地域におけるネットワークづくりや、不足している社会資源の開発に向けての意見交換などを行っています。

このように異なる役割を持った 3 つの会議を設けることで、それぞれの会議を実効性のあるものにすることができるようになったと感じています。

終わりに

4 月の制度施行を控え、果たして準備が間に合うのか不安に感じている自治体の方も多いと思いますが、先進的な取組として紹介されることの多い横浜市でもそれは同様です。モデル事業はなんとか形になりつつありますが、全 18 区での実施に向けてはまだまだやらなくてはならないことが多く、日々試行錯誤しながら準備を進めています。今は、最初から完璧を目指すのではなく、できることから少しずつ工夫してやっていければと思っています。

(※原稿は、平成 27 年 1 月時点のものです)

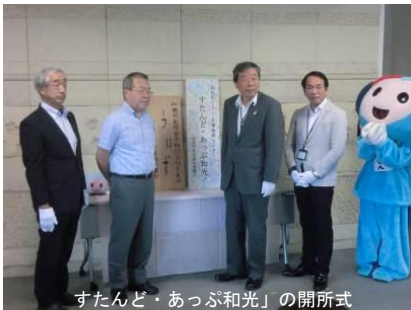


埼玉県和光市の「いま」～事業の周知の工夫

和光市保健福祉部社会福祉課 主幹 細田 武

和光市では、地域包括ケアシステムの構築を推進しており、その取組みの一環として、平成26年7月から生活困窮者自立促進支援モデル事業を開始しました。

事業は、業務委託により行い、市内に2ヶ所の支援拠点（くらし・仕事相談センター「すてっぷ」、くらし・仕事相談センター「すたんど・あっぷ和光」）を開設しました。



すたんど・あっぷ和光」の開所式

両センターは、自立相談支援事業の他、受託法人が得意とする分野の任意事業（「すてっぷ」は家計相談支援モデル事業、「すたんど・あっぷ和光」は就労準備支援モデル事業）を受託し実施しており、モデル事業は「すてっぷ」、「すたんど・あっぷ和光」、市社会福祉課の3者による密な連携体制で成り立っています。



すてっぷ（スタッフとともに）

また、就労先の確保と開拓等の協力依頼を和光市商工会に行うなど市内の団体への働きかけも始めています。

モデル事業の周知

モデル事業を開始するにあたって、「広報わこう」での事

業紹介に加え、A4サイズのチラシと名刺サイズの2種類のチラシを作成しました。

各課相談窓口への協力依頼を行い、戸籍住民課では、転入者へ、健康支援課では、社会保険離脱による国保加入者へ、収納課では、納税相談者へのチラシの配付等を行っています。

両センターでは、大規模な集合住宅へのチラシのポスティング、折込みチラシの配布などにも取り組みました。この折込みチラシと、転入者へのご案内で、住民の皆さんに広く周知できると考えています。庁舎内のチラシ、市内の掲示板、投函されたチラシを持って各相談センターを訪ねる方など、相談件数は増加しています。

事業周知の工夫

先ほどご紹介した名刺サイズのチラシは人目が気になるという方のために、トイレや洗面所などのプライベートスペースに設置して、簡単に手に取っていただけるように工夫しました。これは、自殺対策の広報手法からヒントを得て取り入れたもので、生活に困窮している人や悩み事がある人には共通するものがあると考えました。

私たちは、「いつでも包括的なアセスメントといつもホスピタリティーの心を持って対応しています。」窓口に来る人は、何かしら相談をしたくてお見えになっている、そこを考えながら対応しています。



トイレに配置した名刺サイズのチラシ

自治体独自の事業

モデル事業とは別に、和光市独自の事業として平成26年4月から学習支援教室「アスナル教室」を実施しています。

この教室は、経済的な理由や家庭の事情等の本人を取り巻く環境的な要因による学力の不振や進学などの不安を払しょくし、自立して生き生きとたくましく生き抜く力を育成したいということから、総合的な「生きる力」の育成を図るために開校しました。子どもたちが希望する進学及び就職を果たし、将来的に自立した生活を送ることができるよう支援することを目的としています。

対象者は、生活保護家庭の小学校4年から中学校3年の児童生徒を対象として、週3回各2時間実施しており、参加者数は現在15名です。

指導員には、市教育委員会との連携により、学習指導だけでなく生活に関するカウンセリングを行うことができる校長、教頭経験者である教員OBを活用しています。

今後は、市の地域ケア会議（支援調整会議）を採用し、困窮者ケアマネジメントを確立します。

Q&A 「こんなとき」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q

当市は中山間地域が多く社会資源が乏しい一方で、多くの地域で昔ながらの地縁・血縁を基盤とした人間関係が残っています。都市部のような孤立の問題は考えにくいのですが、このような地域で生活困窮者支援を進めていくためのポイント等を教えてください。
(自立相談支援機関)

A

家族や地域コミュニティの価値観の裏で、個の課題が見えなくなっていないか

良くも悪くも個人主義が進む傾向にある都市部に比べ、地方においては、家族や地域コミュニティといった地縁・血縁を基盤とした関係性が今なお残っている地域もあります。これらは共同体の一員である構成員を守る機能等を持つ一方で、お互いの顔が見えすぎる濃い関係性のなかでは、かえって生活上の困難を周囲にさらけ出すことが憚られる気風が生まれ、結果、家族や地域コミュニティから孤立した状態に陥るケースが考えられます。

有名な事例ですが、秋田県の最北端に位置する人口3,634人（平成26年12月末現在）の藤里町では、町社会福祉協議会（社協）が平成18～23年の3次にわたる徹底した実態調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労のひきこもり状態にある113人を確認しました。これは、当時の同年代の人口の約8.7%にあたる人数です。この調査で確認されたひきこもりの人々のなかには、確認された時点で、すでに10年以上のひきこもり状態にあった人も少なくありませんでした。自身の病気や家族の介護のための離職経験から、あるいは、学生時代のつまづき経験からと理由も期間もさまざまですが、共通しているのは、彼らや彼らの家族のほとんどが自らSOSを発しない、発することができないまま、長期にわたり地域のなかで孤立して生活していたという事実です。

多くの生活困窮者の背景にある社会的孤立の問題について、人間関係が希薄化した都市部だけの課題としてとらえるのは誤りであり、地方においても、これまで見落とされてきた課題への着目が必要です。

既存資源を生活困窮者支援ネットワークとして「つなぎ、さらに、不足すれば創る」という視点

生活困窮者は多様な問題を複合的に抱え、多く

が経済的困窮とともに社会的孤立の状況に陥っています。そうした困窮者への支援には「①早期発見のためのインフォーマル部門を含めた関係機関、関係者とのネットワークの構築」「②自立に向けた包括的な支援メニュー」「③中間的就労などの働く場や社会参加の場（いわゆる『出口』）の創出」が不可欠です。①～③を確実なものにするためには、既存の資源を生活困窮者支援のためのネットワークとして「つなぐ」こと、さらに、その地域で不足しているのであれば「創る」ことを考える必要があります。本制度の目標のひとつである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」とは、こうした活動を通じて地域のつながりを再構築し、地域の活性化につなげていく過程であるともいえます。

前述の藤里町社協では、地域に埋もれている若い力を活かす「参加と活躍の場づくり」を構想し、まず、ひきこもり・不就労・障害者等の社会復帰のための取組を推進するための就労支援等施設を開設しました。これは、新制度の就労準備支援事業と就労訓練事業に相当するもので、自前で運営しています。さらに、そこを拠点に、シルバー人材センターを模した登録制の就労訓練を通じた地域貢献活動や、地元商店等の地域と連携した独自の職業訓練プログラムを展開しています。この取組から学ぶべき重要なポイントは、「生活困窮者の力を地域づくりに活かすシステムづくり」であり、その実践が、決して「楽しい居場所づくり」にとどまらないことです。

藤里町社協は、「地域に埋もれる若い力を『法的に支援が必要な人』になるまで待つか、『地域を支える人』に挑戦できる場所と機会を提供するのか、その後者を選択しただけ」と言います。さらなる人口減に直面する地方こそ、地域に埋もれている若い力を活かすシステムとして生活困窮者自立支援制度が活用できるのではないかと、この事例からも示唆されます。

具体的にどのように進めればよいか～地域を知り、官と民、民と民の協働による取組を進める

生活困窮者の抱える課題に多様性があるように、地域にも多様性があります。都市部には多くの資源が集中していますが、地方には、都市にはない豊かな自然のなかでの生活や、自然を活用した農工業等の産業が、すでにその土地の文化として根付いている場合もあり、まずその地域をよく知ることが基本となります。『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』の第5章第3節「コミュニティ・アセスメントの視点と方法」で、地域特性の把握方法等について解説していますので、そちらも参考にし

つつ各地域の社会資源や課題の把握、整理、分析等を具体的に進めていただきたいと思います。

生活困窮者支援を通じた地域づくりを考えるうえで、中間的就労を通じて地域貢献や地域活性化を図るという視点が大切です。中間的就労を行う事業者の創出・開拓という点では、地域で社会福祉事業を展開する社会福祉法人のほか、商工会議所や商店街、経営者団体、協同組合等とのネットワークの構築が重要です。中山間地域等では、十分な社会資源や働く場を創造することは難しいという思いが先行しがちですが、そうした地域だからこそ、官と民、民と民が協働して取り組んでいくことが重要であると考えます。

ふじさく
(地域福祉専門官 藤咲)

3月に発出した法施行関連通知について

3月に発出した関係関連通知は以下のとおりです。これらの通知については、順次、当室ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057342.html>) に掲載する予定です。

- ・「生活困窮者自立支援制度に関する手引き策定について」(平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局長通知)
自立相談支援事業をはじめとする各事業の手引き
- ・「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」(平成27年3月19日)
平成26年11月17日付けで提供した質疑応答集を充実させたもの
- ・「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインについて」(平成27年3月25日付け社援地0325第20号厚生労働省社会・援護局長通知)
認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン
- ・「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について」(平成27年3月27日付け社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)
支援決定、住居確保給付金の支給決定、就労訓練事業の認定等の事務に関するマニュアル及び様式集
- ・「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)
「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」(平成27年3月27日付け社援発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長通知)等の各施策・制度との連携等に関する通知を取りまとめたもの

(編集後記) 表紙の写真は、2月27日に香川県社会福祉総合センターで開催された「香川県生活困窮者自立相談支援事業に係る研修会」の様式です(行政説明の後、文京学院大学の中島准教授の講演があり、その後グループワークが行われました)。全国各地でこのような研修会が行われており、今後、取りまとめたものを情報提供していく予定です。また、自治体短信では、神奈川県横浜市、埼玉県和光市の「いま」を紹介いただきました。横浜市の巻口さんからは支援調整会議の運用形態について、和光の細田さんからは、事業の周知の工夫についてご報告いただきました。お二人からは、早くから原稿をいただいていたのですが、掲載が遅くなりましたこと紙面をお借りしてお詫び申し上げます。Q&Aでは、社会資源が乏しい地域における事業実施のポイントを取り上げました。ご感想等をお寄せください。

右の写真は日比谷公園から厚生労働省を撮影したものです。東京では、桜が見ごろとなっています。新年度も引き続き、よろしくお願いいたします。(た)

